

毒禁止規範から化学兵器禁止規範へ — 「変容し続ける規範」という分析視角による事例研究 —

足立 研幾

はじめに

国際政治学において、規範を対象とする研究が増加した一つのきっかけは冷戦の終焉であった。リアリズムやリベラリズムの系譜の議論が冷戦終焉を十分に予測も説明もできなかったこともあり、規範やアイデンティティといった観念的な要因を重視するコンストラクティヴィズムが盛んとなった。そうした研究の一つのモデルとなったのが、マーサ・フィネモア (Martha Finnemore) とキャサリン・シキンク (Kathryn Sikkink) による規範ライフサイクル論である^①。規範のライフサイクル論によれば、規範起業家によって唱えられた新たな規範が一定以上の支持を集めると、その規範に対する支持が一気に広まる「規範のカスケード」が発生する。そして当該規範の妥当性が疑われることすらなくなると、規範は内面化段階に達するという。当初、国際政治における規範研究の多くは、規範ライフサイクル論に依拠したり、そこに新たな知見を付け加えたりする形で進められてきたといってもよい^②。これらの研究において念頭に置かれているのは、「完成品」としての規範が、規範起業家の活動を受けて国際的に広まるという、「静的な規範」の「直線的」な伝播過程であった。

しかし、規範研究が進むにつれて、これら第一世代の規範研究が想定するような、「直線的」な規範伝播過程をたどらない事例が少なくないことが明らかとなった。多くの場合、新たな規範は、異なる他の規範と対抗しあいながら広まっていく。複数の規範間の対抗関係に注目し、より複雑な伝播過程を分析する研究が盛んにおこなわれるようになった。詳しくは後述するが、これら第二世代の研究の多くも、どちらかといえば「静的な規範」間の対抗関係に焦点を当てるものであった。だが、複数の規範が対抗しあう中で、それぞれの規範が変化することはしばしばある。複数の規範間の対抗を経て、多くのアクターに受け入れられるようになった規範が、当初のどの規範とも異なる内容となることもある。本稿では、先行研究では十分にとらえきれない、こうした規範の変化をとらえる分析視角を提示し、事例分析を試みたい。

1. 「変容し続ける規範」という分析視角

規範の伝播過程における規範間の対抗関係に注目した初期の研究として、アン・フロリーニ (Ann Florini) によるものがあげられる^③。フロリーニは、生物の進化論のアナロジ

一を用いて、複数の規範が対抗しあう中で徐々に支配的な規範が選択されるとした。異なる規範を支持するそれぞれの勢力間の対抗関係に焦点を当てたのは、クリフォード・ボブ（Clifford Bob）である⁽⁴⁾。ボブは、リベラルな規範を広めようとする規範起業家のキャンペーンに過度に焦点が当たりがちな一方、その陰でそうした規範に対抗する規範を広めようとする対抗キャンペーンが存在することを指摘した。そして、それらキャンペーン間では、フレーミング⁽⁵⁾、フォーラム選択をはじめ、様々な形で激しい対抗関係がみられることを明らかにした。対抗しあうのは、常に対等な規範とは限らない。既存の規範が制度化されている場合、新たな規範が既存規範に対抗するのは容易なことではない⁽⁶⁾。実際、既存の規範を維持しようとする規範守護者は、有利な立場をいかした活動を行っている。足立研幾は、この点に焦点を当て、規範守護者と規範起業家の活動戦略が大きく異なることを明らかにした⁽⁷⁾。

国際政治において、規範は一般的に、「一定のアイデンティティを共有するアクターにとっての適切な行動の基準」と定義される⁽⁸⁾。規範はあくまで「行動の基準」であり、それゆえ、アクターがある規範を受け入れたとしても、個別具体的な事例において、いかなる行動をとるのかをめぐる議論の余地が残ることがある。規範の内容が簡潔で明確であれば、解釈や適用をめぐる競合は起こりにくい。第一世代の規範研究は、比較的簡潔な意味内容の規範を扱うことが多かったため、「完成品」としての規範の伝播にのみ注目する傾向があったのかもしれない。しかし、規範の内容が抽象的であったり、複雑であったりする場合には、規範の解釈や適用をめぐる争いが起こりやすい。

この点に注目したのは、アンチュ・ヴァイナー（Antje Wiener）である⁽⁹⁾。規範からの逸脱行為が見られたとしても、そのことによってすぐに規範自体の妥当性に対する懐疑が高まるわけではない。逸脱行為に際して規範を重視しているという釈明が行われるならば、その逸脱行為を行ったアクターは、規範の妥当性ではなく、規範の解釈や適用に挑戦をしているといえる。ヴァイナーは、規範の解釈や適用をめぐる競合は、規範の意味内容を明確化させ、規範を強化するという積極的な意味を持ちうることを強調した。ただし、こうした競合を通して規範が常に強化、明確化されていくとは限らない。ダイアナ・パンケ（Diana Panke）とウルリッヒ・ペーターソン（Ulrich Petersohn）は、規範の適用をめぐる争っているうちに、規範の妥当性が疑われ、規範が消滅していく場合もありうることを指摘した⁽¹⁰⁾。

これらの第二世代の規範研究は、第一世代の規範研究に比べると、より複雑な規範の伝播過程の分析に取り組んでいる。ただし、規範そのものについては、依然として「完成品」として扱い、複数の規範の競合についても「完成品」の規範間の争いとしてとらえる傾向が強い。規範間の競合に注目するものの、「完成品」の規範が変化することはほとんど想定していない。せいぜい、規範が強化されたり、あるいは消滅したりする可能性を指摘する程度であった。

規範を「完成品」として扱う見方に異を唱える研究がなかったわけではない。たとえば、

アマタフ・アチャリヤ (Amitav Acharya) は、新しい規範が「完成品」としてそのまま各国内社会に受容されるのではなく、自国内の既存の信念や実践と整合的なものとしてフレームしなおされたとき、受容されると指摘した⁽¹¹⁾。規範そのものが変容することを指摘したものとしては、栗栖薫子や三浦聡の研究がある。栗栖は、複数の規範が競合する場合、一方による他方の拒絶や置換だけではなく、複数の規範が特定の原理の下で統合されることもあることを明らかにした⁽¹²⁾。三浦は、多様なアクターが協働学習や実践学習を通して、規範を徐々に作り上げる「分散革新」という規範の形成・伝播過程があることを指摘した。そして、三浦はこうして形成された規範を「恒久的ベータ版」と呼び、常に革新が続けられるものとしてとらえた⁽¹³⁾。

これらの研究は、起業家が開発した「完成品」の規範が手つかずのまま伝播し内面化されるという、規範ライフサイクル論の見方ではとらえきれない規範の伝播過程を捉えようとするものであった。ただ、規範が変化するのは、各国内社会に受容される際、あるいは複数の規範が統合される場合や、多様なアクターによって開発が行われる場合に限られない。規範起業家によって開発され伝播された「完成品」としての規範であっても、その後の現場での経験などを踏まえて、各国内社会のみならず、国際的にも再検討や見直しが行なわれる。すなわち、規範は、その受容過程においても、開発過程においても、競合過程においても、あるいは一旦広く伝播した後においても、変化する可能性があると思われる。本稿では「一定のアイデンティティを共有するアクターにとっての適切な行動の基準」という規範の定義を踏襲する。そのうえで、規範は静的・固定的なものではなく、変容し続けるダイナミックなものであるとの認識の下⁽¹⁴⁾、その変化をとらえることを試みたい。規範をこのようにとらえる視角を用いることで、開発過程、競合過程、伝播過程、変容過程を、包括的に分析することが可能になると思われる。

規範が変化するきっかけは、何らかの出来事や環境変化であることが多い⁽¹⁵⁾。そこで、本稿では、何らかの出来事や環境変化を受けて、いかなる逸脱行為や、いかなる規範の妥当性への挑戦がみられるのかをまず確認する。逸脱行為や規範の妥当性への挑戦がなければ規範は変化しない。無論、逸脱行為の存在自体が規範の変化を意味するわけではない。ヴァイナーが指摘している通り、逸脱行為や、解釈・適用をめぐる競合が、規範の学習機会となる場合もある。一方、逸脱行為や、解釈・適用をめぐる競合を経て、規範が変化したり、弱体化したりすることもある。そうした変化の有無をとらえる際に重要となるのは、規範からの逸脱行為をとったアクターがどのような言説を用いるか、また他のアクターがどのような対応を行うかである⁽¹⁶⁾。それゆえ、本稿では、逸脱行為を行ったアクターの言説や、解釈・適用の競合が発生した際の言説、あるいは妥当性への挑戦が行われた際の言説を分析する。また、それに対して、他のアクターがいかなる対応をとり、その結果、どのような相互作用が行われたのかに注目する。こうした分析を通して、規範の変化をとらえたい。

2. フレーミング変更—ハーグ平和会議における規範の変化

もっとも古くからある害敵手段に関する規範の一つとして、毒の禁止があげられる⁽¹⁷⁾。毒は、弱者が強者に対抗する手段となる。いかに強大な力を有しているものであっても、毒の使用に対しては脆弱である。それゆえ、権力者は自らの権力維持のため、しばしば毒の禁止を試みてきた。この毒使用禁止規範が、国家間においてある程度の実効性を伴うようになったのは、近代ヨーロッパにおいてである。ヨーロッパ各地で中央集権が進むなかで、暴力を独占し絶対的な権力を誇るようになった君主達は、毒が自らに向けて使用されることを恐れた。そこで、毒の使用は高潔ではなく、尊敬できない行為であると言説がしきりに流布されることとなった。毒使用禁止規範を、ヨーロッパの君主たちの間で広まっていた騎士道に「接ぎ木⁽¹⁸⁾」することが試みられたのである。正々堂々武器をとって敵と戦うという騎士にふさわしい行為の対極にあるものとして、コソコソと敵を殺害する毒の使用をイメージづけ、毒使用を抑制しようとした⁽¹⁹⁾。毒を用いた兵器の禁止が君主間で最初に明文化されたのは、1675年にフランスと神聖ローマ帝国の間で締結されたストラズブルグ合意とされている⁽²⁰⁾。その後、遅くとも18世紀初めまでには、ヨーロッパの君主間で毒使用禁止規範が広範に受容されるようになったという⁽²¹⁾。

19世紀半ばに、戦時国際法整備の動きが強まってきた際には、毒使用禁止は広く受容されており、もはやその是非が議論になることすらなかったようである。たとえば、1874年に、戦争に関するルールを話し合うために開催されたブリュッセル会議において、毒の使用禁止の是非は議論にならなかったという⁽²²⁾。そして、会議で採択されたブリュッセル宣言の第13条(a)において、毒および毒を施した兵器の禁止が明記された。このブリュッセル宣言は批准されなかったものの、その後の各国の行動に大きな影響を与えたという⁽²³⁾。1899年に開催されたハーグ平和会議において陸戦に関する慣習法を検討した際にも、毒および毒を施した兵器の使用禁止について異論はなかったという⁽²⁴⁾。そして、会議で採択された「陸戦ノ法規慣例ニ関スル規則」の第23条で、毒および毒を施した兵器の使用禁止が明記された。

一般的に毒や毒を施した兵器の使用禁止が広く合意されていたとしても、具体的にどの兵器が禁止されるのか、確定されていたわけではない。様々な新兵器が開発されるようになる中で、毒使用禁止規範の適用範囲をめぐる議論が行われるようになった。上記のハーグ平和会議においても、ロシア代表が、窒息ガスおよび毒ガスを拡散させる爆発物を充填した投射物の禁止を提案している⁽²⁵⁾。この提案に対しては、「すべての爆発物は、多かれ少なかれ有害なガスを含む」という反論がオーストリア＝ハンガリー代表からなされた。しかし、ロシアは「ガスの拡散を目的とする投射物のみ」を禁止対象とするとした。このロシア提案に対しては、「弾丸による死よりも残酷」といった意見に加えて、「通常の投射物よりも文民に被害を与える」といった賛同意見が出されたという⁽²⁶⁾。「文民被害を防ぐ」といった観点からも、窒息ガスおよび毒ガスの禁止が訴えられたのである。こうした訴えは

各国の支持を集め、1899年に毒ガス禁止宣言が採択された。

君主たちが自らの権力維持のために広めた「毒」使用禁止規範は、新兵器の登場に伴い、その適用をめぐる議論を重ねる中で、「毒ガス」使用禁止規範へと変容した。その際、毒ガス使用禁止規範は、「文民被害を防ぐ」という、従来とは異なるフレーミングでも語られるようになり、君主間のみならず、広く一般の人々の支持を得られる形へと再定義された⁽²⁷⁾。この背景には、兵器の破壊力増大や国民軍の普及などを受けて、戦争継続のためには一般の人々の支持を必要とするようになりつつあったこともある⁽²⁸⁾。時代の変化に伴って、毒使用禁止規範のフレーミング、そして内容が変化したのである。

3. 解釈・適用をめぐる競合―第一次世界大戦期における規範の変化

毒ガス禁止宣言が多くの国に支持されたことと、毒ガス使用禁止規範が国際社会に受容されたことは同義ではない。本稿では、規範を上述の通り「一定のアイデンティティを共有するアクターにとっての適切な行動の基準」と定義している。国際社会の一員である国家としてのアイデンティティを共有している国々にとって⁽²⁹⁾、毒ガス禁止宣言は、適切な行動の基準となっていたのであろうか。この点の試金石となったのは、第一次世界大戦であった。というのも、第一次世界大戦において、毒ガスは広範に使用されたからである。第一次世界大戦には毒ガス禁止宣言の非締約国であるイタリアやトルコが参加していたため、総加入条項⁽³⁰⁾を含む本宣言は法的効力を失っていた。とはいえ、毒ガス禁止宣言に署名している国家間でも毒ガスが使用された。このことは、毒ガス禁止宣言が、国際社会において規範とはなっていないことを意味するのであろうか。

最初に毒ガスを戦場で使用したのは、ドイツ軍であったとされている。その後、イギリスやフランスも毒ガスを使用し、毒ガス使用は広がっていった。約30種類、量にして12万トン以上の毒ガスが使用され、110から130万人が毒ガスにより死傷したという⁽³¹⁾。最初に毒ガスを使用したとされるドイツ軍は、毒ガス使用に関して、①フランス軍が先に使用した、②ドイツ軍が使用したのは刺激性ガス（非致死性）だが、毒ガス禁止宣言で禁止されたのは致死性ガスのみ、と主張していた⁽³²⁾。こうした主張から、ドイツ軍が躊躇なく毒ガスを使用したわけではないことがわかる。その後、毒ガスを使用した国も、他国による先制使用があったことを指摘して、自国の毒ガス使用を戦時復讐として位置づけ釈明している。これらの言説は、いずれの国も、毒ガス使用には問題があると考えていたことを示している。

毒ガス禁止宣言は、「窒息ガスおよび毒ガスを拡散させる爆発物を充填した投射物の禁止」をうたっていた。致死性のガスのみを禁止するものなのか否かは判然としない。しかし、「弾丸による死よりも残酷」という表現でガス使用が非難されていたことを考えると、非致死性のガスは禁止対象に含まれないというドイツの主張も全く理解できないものとい

うわけではない。実際、ドイツが当初使用したのは、擾乱ガス（harassing gas）だったという⁽³³⁾。イギリスやフランスも同様に、非致死性ガスについては違法ではないとの立場をとった⁽³⁴⁾。ドイツの言説と、それに対するイギリスやフランスの言説を見る限り、ドイツの行動は、毒ガス使用禁止規範を無視したものとみなされなかったようである。むしろ、規範の解釈・適用をめぐる競争が発生したとみたほうが適切である。この場合、ドイツは非致死性ガスの使用を正当化する解釈を提示し、それが他国に受け入れられた。第一次大戦初期においては、毒ガス使用禁止規範は無視されたのではなく、何が「毒ガス」にあたるのかという解釈をめぐる競争を経て、致死性ガス禁止規範へと変化していったといえる。

1915年4月、ドイツが今度は致死性ガス（塩素ガス）をイーペル（Ypres）で大々的に使用した。その後、イギリス、フランスも、ドイツによる先制使用を理由に塩素ガスを使用した。イーペルでのガス使用に際しても、ドイツは、イギリス軍、およびフランス軍による先制使用を指摘し、その使用を戦時復讐として位置づけ釈明した⁽³⁵⁾。また、ドイツ軍が使用した毒ガスはシリンダーから噴射したが、毒ガス禁止宣言で禁止されたのは砲弾による毒ガス拡散のみであり、国際法違反ではないとドイツは訴えた⁽³⁶⁾。純粋に法的に見ればこのような主張はありうるのかもしれない。しかし、このようなドイツの主張に対して、イギリスでは「砲弾が使用されたかは定かではないが、毒ガス禁止宣言の精神が破られたことは確実であり、ドイツはまた一つ重罪を犯した」との批判がなされた⁽³⁷⁾。非致死性ガスの使用の際とは異なり、ドイツ軍によるイーペルでのガス使用は、他国から強く非難された。また、ドイツの毒ガス使用が、毒ガス禁止宣言の文言ではなく、毒ガス禁止宣言の「精神」を犯したと非難されたことは、規範自体の意義を考えるうえで重要であろう。解釈の余地を残していた毒ガス使用禁止規範が、解釈・適用をめぐる競争を通して、致死性ガスを使用すべきではないという規範へと変化し、広まりつつあった。

シリンダーからの噴射を正当化する解釈が受け入れられないことが明らかになると、ドイツは、毒ガス使用は人道的であると訴え、規範そのものの妥当性に異議を唱えはじめた。すなわち、「毒ガスは、広範囲に、すばやく効果を与え、死の痛みや苦しみを減少させる」「数え切れない砲弾を撃ち込み、そこにある生きとし生けるものの細胞まで破壊するイギリスのやり方よりも、破壊的ではない」と訴え、毒ガス使用を正当化しようとした⁽³⁸⁾。しかし、毒ガス使用が人道的であると主張し、毒ガス使用禁止規範自体に挑戦するドイツの立場に対して、支持が広がることはなかった。

以上見てきたように、第一次世界大戦中の毒ガスが大量に使用されたことは、毒ガス使用禁止規範が無意味だったことや、消滅したことを意味するわけではない。毒ガスを最初に広範に使用したドイツも、あるいはそれ以外の国も、毒ガス使用を戦時復讐として位置づけ、その使用を釈明していた。このことは毒ガス使用禁止規範が共有されていたことを示すものといえる。というのも、毒ガス使用禁止規範が共有されていなければ、そもそもこうした釈明を行う必要すらないからである。また、毒ガス使用や規範の解釈・適用をめ

ぐる競争を経て、毒ガス使用禁止規範は、致死性の毒ガス使用が望ましくないという規範へと変化し、そして強固になっていった。

4. 対象範囲拡大と強化—戦間期から第二次世界大戦期にかけての規範の変化

1925年、「窒息性ガス、毒性ガス又はこれらに類するガス及び細菌学的手段の戦争における使用の禁止に関する議定書（ジュネーブ毒ガス議定書）」が採択され、1928年に発効した。この議定書は、総加入条項を含んでいた毒ガス禁止宣言とは異なり、その前文で「この禁止が、諸国の良心及び行動をひとしく拘束する国際法の一部として受諾」されるとうたっている。議定書締約国のみならず、すべての国家に等しく毒ガスの使用禁止を求めた点で、画期的な議定書であった。また、議定書は、毒ガスなどの化学兵器に加え、生物兵器の使用をも禁止するものだった。単なる締約国間の取り決めからすべての国家の行動の基準たる規範へ、また毒ガスのみならず、類似する生物兵器の禁止をも包含する規範へと変化したのである。このような変化は、騎士道に基づく君主間の規範から、「文民被害を防ぐ」というフレーミングに基づく規範へと変化したことのある意味自然な帰結であった。ただし、この議定書は、化学兵器や生物兵器の「戦時の使用」を禁止したにとどまっている点には注意が必要である。開発や製造、貯蔵などを禁止したわけではないなど、多くの例外事項も含んでいた⁽³⁹⁾。

ジュネーブ毒ガス議定書が採択された後、毒ガスの使用が皆無だったわけではない。たとえば、1935年にエチオピアを侵攻したイタリアがマスタードガスを使用した。同年12月に、エチオピアは、イタリアが毒ガスを使用したことを非難し、「非人道的行為」「国際的な取り決めに反する」と抗議した⁽⁴⁰⁾。イタリアの毒ガス兵器使用が国際連盟で議論された際、オーストラリア代表は「有毒な窒息性ガスが使用されたとの訴えは、他の何にもまして、人類と文明にとって、際立った脅威である」と述べている⁽⁴¹⁾。こうした発言からは、毒ガスの使用自体が問題視されていることが見てとれる。

また、イタリアの毒ガス兵器使用の是非は、イタリア自身を含め、どの国も争っていない。イタリアは、ジュネーブ毒ガス議定書遵守の姿勢を示しつつ、「ジュネーブ毒ガス議定書は、敵が非道な残虐行為に訴えた際の制裁の権利を排除していない」と釈明した⁽⁴²⁾。イタリアは、エチオピア軍による拷問や、囚人の斬首、文民に対する残虐行為や殺害といった行動への制裁の権利を有することを強調した⁽⁴³⁾。これは、戦時復仇と位置づけ、また「文明」と「野蛮」との間の戦争における毒ガス兵器使用は禁止されていないと主張するものである⁽⁴⁴⁾。イタリアは自らの毒ガス兵器使用が規範から逸脱していないと釈明しており、ジュネーブ毒ガス議定書や毒ガス使用禁止規範自体には挑戦しようとはしていないといえる。だが、こうした立場も他国には受け入れられなかった。非人道的な行為に対する復仇や制裁としてであっても、毒ガス兵器の使用は認められないとの認識が広まっていたので

ある。

第二次世界大戦においても、毒ガス兵器はほとんど使用されなかった。このことについては、軍事的な有効性が低かったからだと指摘するものや、報復を恐れて使用されなかったからだと指摘するものもある⁽⁴⁵⁾。ただし、軍事的有効性が認められる局面や、報復の恐れがない局面でも、毒ガス兵器はほとんど使用されなかったという⁽⁴⁶⁾。第一次世界大戦における広範な毒ガス使用とその際の解釈・適用をめぐる競合、逸脱者による釈明、ジュネーブ毒ガス議定書採択、イタリアによる使用などを経る中で、毒ガス使用禁止規範はその内容を変容させつつも、各国の行動の基準としての影響力を増していった。第二次世界大戦を通して、毒ガス兵器がほぼ使用されなかったという事実は、この点を考慮に入れることなしに、説明することは困難だと思われる。

5. 分化と発展—冷戦期から冷戦後にかけての規範の変化

1925年に採択されたジュネーブ毒ガス議定書は、生物・化学兵器の使用を禁じる一方で、その製造や保有を禁止していなかった。それゆえ、冷戦がはじまると、米ソ両国は毒ガスを含む生物・化学兵器の開発競争に邁進するようになった。こうした状況に危機感をつのらせたのが、当時の国連事務総長、ウ・タント (U Thant) であった。ウ・タント事務総長は、1969年に「化学・細菌 (生物) 兵器とその使用の影響⁽⁴⁷⁾」を公表し、これらの兵器の開発、生産および貯蔵の禁止、そして廃棄を加盟国に求めた。また、同年、アメリカが一方向的に生物兵器の不使用、および使用を目的とした活動の停止を発表したこともあり、生物・化学兵器の全面禁止に向けた交渉が進展した⁽⁴⁸⁾。

当初、生物・化学兵器を一括して交渉が進められた。しかし、イギリスの提案に従い、すでに広範に使用された実績のある化学兵器と、実戦における使用実績のない生物兵器とを、途中から分離して交渉を進めた。生物兵器は制御が困難で扱いにくい兵器であったため、軍事・戦略的效果がそれほど高くないと考えられていた。使用実績がなく、比較的合意が容易と思われた生物兵器規制交渉を先行させることとなったのである。1971年、「細菌兵器 (生物兵器) および毒素兵器の開発、生産および貯蔵の禁止ならびに廃棄に関する条約 (生物兵器禁止条約)」が採択された⁽⁴⁹⁾。生物兵器については、ジュネーブ毒ガス議定書においてその使用が禁止されていることに加えて、その開発、生産、貯蔵、取得、保有が禁止されることとなった。冷戦対立が深刻化する中で、生物・化学兵器開発競争の激化を懸念する声が上がった。そうした声を受けて、軍事・戦略的效果がさほど高くない、また制御が困難とされた生物兵器問題が、化学兵器問題と切り離されることとなった。すなわち、第一次世界大戦後、毒ガス使用禁止規範に包摂されていた化学兵器使用禁止規範と生物兵器使用禁止規範が分化し、後者が生物兵器全面禁止規範へと変化した。

一方、化学兵器に関する交渉は遅々として進展しなかった。1979年と1980年に、アメ

リカとソ連は共同で報告書を提出し、化学兵器の開発、生産、取得、貯蔵、保有しない義務を引き受けるべきとの信念を表明していた⁽⁵⁰⁾。両国は、少なくとも建前上は、化学兵器の使用のみならず、その開発や生産なども禁止すべきとの立場をとっていた。しかし、東西関係が悪化すると2国間の交渉は中断された。ジュネーブ軍縮会議においては、化学兵器規制強化に関する交渉が継続されていたものの、議論は進展しなかった。1984年には、アメリカが、ジュネーブ軍縮会議において化学兵器の包括的禁止に関する条約案を提案した。この条約案は、抜き打ち査察を規定する内容を含んでいた。ソ連は、そのような査察は「化学兵器の生産や貯蔵に関係しない国家機密を開示する」として拒否した⁽⁵¹⁾。東西両陣営間の対立が続く中、米ソをはじめ各国が化学兵器規制強化に合意することはできなかった。

こうした状況は、イラン・イラク戦争における大規模な化学兵器使用、そして冷戦終焉によって一変した。1980年代のイラン・イラク戦争において化学兵器が使用され、化学兵器拡散の脅威が高まった。これを受けて、1985年、化学兵器拡散抑制を目的とした輸出管理を行うオーストラリア・グループが結成された⁽⁵²⁾。ミハイル・ゴルバチョフ（Mikhail Gorbachev）がソ連共産党書記長になったこともきっかけとなり、米ソ二国間で化学兵器禁止に向けた交渉が1986年に再開された。冷戦対立が緩和されるなかで、化学兵器禁止に関する米ソ間の交渉は徐々に進展し、1989年9月、化学兵器の保有、貯蔵、情報交換、査察などについて米ソ間で広範な合意が成立した。

湾岸戦争において、イラクによる化学兵器使用の脅威が実感されると、化学兵器禁止に向けた機運はさらに高まった。1991年5月、当時のアメリカ大統領、ジョージ・ブッシュ（George H. W. Bush）は、それまでの政策を転換し、化学兵器を報復に用いる権利を放棄し、化学兵器を無条件で全廃することを約束した。そのうえで、化学兵器禁止条約交渉を一年以内に完成させるよう求める提案を行った⁽⁵³⁾。こうして進められた化学兵器禁止条約形成交渉は「冷戦終結直後のきわめて理想主義的な雰囲気なかで⁽⁵⁴⁾」行われ、1992年に厳格な検証措置を伴う化学兵器禁止条約案が採択され、1993年1月に署名式が行われた。この条約により、すでにジュネーブ毒ガス議定書で禁止されていた化学兵器の使用に加えて、化学兵器の開発、生産、貯蔵、取得、保有が禁止された。

また、1988年のイラクによるクルド人への化学兵器使用を契機として、国家間紛争のみならず、非国際武力紛争においても化学兵器使用を禁止すべきという訴える声が強まっていた。イラクによるクルド人への化学兵器使用に対して、各国が批判したり、1994年に国連人権委員会がジュネーブ議定書違反と非難する報告書を出したりするなかで⁽⁵⁵⁾、こうした訴えは徐々に支持を広げていった。そして、化学兵器禁止条約の成立・発効によって、非国際武力紛争においても化学兵器使用を禁止すべきという規範が、慣習国際法としての地位を獲得したと指摘されている⁽⁵⁶⁾。化学兵器使用禁止規範は、化学兵器を全面禁止し、国際武力紛争においても化学兵器使用を禁止する規範へと変化したのである。2013年には、化学兵器禁止条約の非締約国であるシリアにおいて化学兵器使用が疑われた。これに

対して、アメリカが軍事介入を示唆するなど、各国は化学兵器使用を強く非難した。シリアは条約締約国ではない。また、他国に対してではなく自国領内において、化学兵器を使用したことが疑われていた。それにもかかわらず、シリアに対して国際的に強い非難が向けられたことは、上記のような非国際武力紛争においても化学兵器使用を慎むべきという規範が、各国間で共有されている証左である。また、こうした非難を受けて、2013年10月、シリアは化学兵器禁止条約に加入し、備蓄していた化学兵器の全面廃棄に合意した。規範逸脱の疑いがある行為に対して、各国が強く非難し、規範遵守を促したことで、化学兵器をめぐる規範は、非国際武力紛争における化学兵器不使用規範をも包括するものとしてより強固となった。

おわりに

本稿は、第一世代の規範研究や、多くの第二世代の規範研究が十分にとらえることができなかつた規範自体の変化に焦点を当てる分析視角を提示し、規範の変容をとらえようとした。具体的には、規範を支持しないアクターや逸脱行為をとったアクターがどのような発言を行っているのか、規範逸脱行為を犯したアクターに対して他のアクターがどのような行動・発言をするのかに注目した。とりわけ、何らかの要因や出来事をきっかけとして、規範の解釈や適用をめぐる代替案や規範の妥当性に対する懐疑が提示されるようになる過程に注目した。また、そうした問題提起を受けて、規範からの逸脱行為を行ったアクターと、それ以外のアクターの間でいかなる相互作用が繰り返されたのかを分析することを通して、規範が変容をするダイナミズムをとらえようとした。

古くから、弱者による強者への対抗を防ぐという観点から忌避される傾向が強かつた毒使用は、戦時国際法整備の動きや新兵器開発が進む中で、「文民被害を防ぐ」という観点から再定義され、毒ガス使用禁止規範へと変容した。第一次世界大戦期に広範に毒ガスが使用されると、「毒ガス」の定義の解釈や適用をめぐる競合が発生し、致死性の毒ガス使用を禁止する規範へと変化した。第一次世界大戦後、毒ガス使用禁止規範は強まり、戦間期には生物兵器の使用禁止を包含する規範へとさらに変化した。イタリアによる毒ガス使用をめぐる解釈・適用の競合を経て、致死性の毒ガス使用は認められないという認識が広まった。実際、第二次世界大戦において毒ガス使用はほとんど見られなかつた。

しかし、冷戦対立が深刻化すると、毒ガスの開発競争が激化した。そこで、毒ガスの使用のみならず、その開発や製造、保有も禁止しようとする機運が高まった。冷戦対立の中で、軍事的有効性が高いとされた化学兵器の全面禁止は進まなかつたものの、毒ガス使用禁止規範に包摂されていた化学兵器使用禁止規範と生物兵器使用禁止規範が分化し、後者は生物兵器全面禁止規範へと変化した。その後、イラン・イラク戦争における毒ガス使用や、冷戦終焉を受けて、化学兵器禁止の動きも進展した。1993年に採択された化学兵器禁

止条約によって、化学兵器使用禁止規範は化学兵器全面禁止規範へと変化した。その際、非国際武力紛争における化学兵器使用禁止規範も包括されるようになった。

このような規範の変容過程は、「完成品」の規範が伝播する過程をとらえようとする従来の規範研究では十分にとらえきれなかった。無論、「完成品」の規範が伝播し、既存の規範を置換する機会がないわけではない。しかし、もしかすると「完成品」の規範が伝播し、一旦国際社会で受け入れられると全く変化しない例というのはそう多くないのかもしれない。とりわけ、グローバル化が深化し国際社会自体が大きく変容しつつある現在、そこで共有される規範は、常にダイナミックに変化を続けると見た方が適切なのではないだろうか。

《注》

- (1) Martha Finnemore and Kathryn Sikkink, “International Norm Dynamics and Political Change,” *International Organization*, vol. 52, no. 4, 1998.
- (2) このあたりの研究動向をまとめるものとして、足立研幾『国際政治と規範—国際社会の発展と兵器使用をめぐる規範の変容』（有信堂、2015年）、第一章を参照。
- (3) Ann Florini, “The Evolution of International Norms,” *International Studies Quarterly*, vol. 40, no. 3, 1996, pp. 363-389.
- (4) Clifford Bob, *The Global Right Wing and the Politics of World Politics* (New York: Cambridge University Press, 2012).
- (5) フレーミングとは、ある問題に新たな名前をつけたり、当該問題を新たな視点から扱おうとしたりすることで、当該問題の論じられ方を変えようとする行為の事をいう。フレーミングについて詳しくは、David Snow, E. Burke Rochford, Jr., Steven K. Worden, and Robert D. Benford, “Frame Alignment Processes, Micromobilization, and Movement Participation,” *American Sociological Review*, vol. 51, no. 4, 1986, p. 464 を参照。
- (6) 既存の規範の強固さ（robustness）が、新たな規範伝播に影響があることを指摘するものとして、Michael Contarino, Melinda Negrón-Gonzales and Kevin T. Mason, “The International Criminal Court and Consolidation of the Responsibility to Protect as an International Norm,” *Global Responsibility to Protect*, no. 4, 2012 など。
- (7) 足立研幾「新たな規範の伝播失敗—規範起業家と規範守護者の相互作用から」『国際政治』第 176 号、2014 年。
- (8) Finnemore and Sikkink, *op. cit.*, p. 891.
- (9) Antje Wiener, “The Dual Quality of Norms and Governance beyond the State: Sociological and Normative Approaches to ‘Interaction’,” *Critical Review of International Social and Political Philosophy*, no. 10, 2007, p. 56; Antje Wiener, “Normative Baggage in International Encounters: Contestation All the Way,” in Oliver Kessler, Rodney Bruce Hall, Cecelia Lynch and Nicholas Onuf, eds., *On Rules, Politics and Knowledge: Friedrich Kratochwil, International Relations and Domestic Affairs*, (London: Palgrave Macmillan, 2010), pp. 204-212. あるいは同様の問題意識に立ちつつ、規範の妥当性をめぐる競合と、適用をめぐる競合を分ける必要性を指摘するものとして、

- Nicole Deitelhoff and Lisbeth Zimmermann, "Things We Lost in the Fire: How Different Types of Contestation Affect the Validity of International Norms," *PRIF Working Paper No. 18*, Peace Research Institute Frankfurt, December 2013.
- (10) Diana Panke and Ulrich Petersohn, "Why International Norms Disappear Sometimes," *European Journal of International Relations*, vol. 18, no. 4, 2012, 国内規範についてはあるものの、同様に規範の消滅について論ずるものとして、Ryder McKeown, "Norm Regress: US Revisionism and the Slow Death of the Torture Norm," *International Relations*, vol. 23, no. 1, 2009がある。
- (11) Amitav Acharya, *Whose Ideas Matter?: Agency and Power in Asian Regionalism* (Ithaca: Cornell University Press, 2009), pp.9-23.
- (12) 栗栖薫子「人間の安全保障『規範』の形成とグローバル・ガヴァナンス—規範複合化の視点から」『国際政治』第143号、2005年。
- (13) 三浦聡「複合規範の分散革新—オープンソースとしての企業の社会的責任 (CSR)」『国際政治』第143号、2005年。
- (14) 同様の立場をとる研究としては、モナ・クルック (Mona Lena Krook) とジャッキー・トゥルー (Jacqui True) の研究があげられる。Mona Lena Krook and Jacqui True, "Rethinking the Life Cycles of International Norms: The United Nations and the Global Promotion of Gender Equality," *European Journal of International Relations*, vol. 18, no. 2, 2012.
- (15) こうした外生的な要因によって、規範が変化する「機会の窓」が大きくなる点を指摘するものとして、Carmen Wunderlich, "Theoretical Approaches in Norm Dynamics," in Herald Müller and Carmen Wunderlich, eds., *Norm Dynamics in Multilateral Arms Control: Interest, Conflicts, and Justice* (Athens: The University of Georgia Press, 2013), p. 30.
- (16) 必ずしも規範の変化をとらえようとするものではないが、規範からの逸脱行為をとったアクターと、その他のアクターの対応を見ることで、規範を分析しようとする研究は存在する。たとえば、拷問禁止規範から逸脱する行動をとったアメリカの正当化戦略と、それへの他国の反応について詳細に分析するものとして、Vincent Charles Keating, "Contesting the International Illegitimacy of Torture: The Bush Administration's Failure to Legitimate its Preferences within International Society," *The British Journal of Politics and International Relations*, vol. 16, 2014を参照。
- (17) Leslie C. Green, *The Contemporary Law of Armed Conflict 3rd edition* (Manchester: Manchester University Press, 2008), pp. 26-32; Dieter Fleck, ed., *The Handbook of International Humanitarian Law 2nd ed.* (Oxford: Oxford University Press, 2009), pp. 15-20.
- (18) 規範の「接ぎ木」とは、新たな規範への支持拡大を図る際に、既に幅広く受け入れられている規範と新たな規範を結びつけ、その正当性を高めようとする戦略のことである。規範の「接ぎ木」については、Richard Price, "Reversing the Gun Sights: Transnational Civil Society Targets Land Mines," *International Organization*, vol. 52, no. 3, 1998を参照。
- (19) Richard Price, *The Chemical Weapons Taboo* (Ithaca: Cornell University Press, 1997), pp.18-26.
- (20) *Ibid.*, p. 22.
- (21) Georg Schwarzenberger, *The Legality of Nuclear Weapons* (London: Stevens & Sons Limited, 1958), pp. 30-31.
- (22) 詳しい会議の経緯については、Percy Bordwell, *The Law of War between Belligerents: A History and Commentary* (Chicago: Callaghan & Co, 1908), pp.100-108.

- (23) Doris Appel Graber, *The Development of the Law of Belligerent Occupation 1863-1914* (New York: Columbia University Press, 1949), pp. 26-27.
- (24) William I. Hull, *Two Hague Conferences and their Contributions to International Law* (Boston: Ginn & Company, 1908), pp. 232-233.
- (25) *Ibid.*, pp. 87-88.
- (26) *Ibid.*
- (27) ヨーロッパ諸国において、不必要な苦痛を与える兵器の使用禁止規範や、文民保護規範がいかにか伝播していったのかという点と、それらの規範に毒ガス使用禁止規範がいかにか「接ぎ木」されたのかという点について詳しくは、足立研幾、前掲書、第3章を参照。
- (28) 戦争に関するルール整備の動きの嚆矢とされる「戦地軍隊に於ける傷者の状態改善に関するジュネーブ条約」が採択された背景にもこうした要因があることが指摘されている。John F. Hutchinson, *Champions of Charity: War and the Rise of the Red Cross* (Boulder: Westview Press, 1996), pp. 52-56; Pierre Boissier, *History of the International Committee of the Red Cross: From Solferino to Tsushima* (Geneva: Henry Dunant Institute, 1985), p. 119.
- (29) どの国が、国際社会の一員である国家と相互に認識しあっていたのかという点について、その変遷を歴史的にたどるものとして、足立研幾、前掲書を参照。
- (30) 総加入条項とは、非締約国または非加入国が交戦国中の一国として戦争に加われば、その時からこの宣言は効力を失うというものである。
- (31) 浅田正彦「化学兵器の禁止」、黒沢満編『新版 軍縮問題入門』（東信堂、2005年）、112頁。
- (32) Price, *The Chemical Weapons Taboo*, pp. 47-48.
- (33) SIPRI, *The Problem of Chemical and Biological Warfare: A study of the historical, technical, military, legal and political aspects of CBW, and possible disarmament measures, Vol. I: The Rise of CB Weapons* (Stockholm: Almqvist & Wiksell, 1971), pp. 27-28.
- (34) Price, *The Chemical Weapons Taboo*, pp. 52, 56.
- (35) イギリスのタイムズ紙に引用されていたドイツの *Frankfurter Zeitung* 紙の記事などを参照、“Through German Eyes: Poisonous Gases: A Quick and Painless Death,” *The Times*, April 29, 1915, p. 6.
- (36) こうした言説はドイツのラジオ放送でも見られた。たとえば、ドイツのラジオ放送の内容を伝えるタイムズ（ロンドン）の報道、“Asphyxiating Gases in Warfare,” *The Times*, April 24, p. 7.
- (37) “The Attack North of Ypres: German Intentions,” *The Times*, April 26, 1915, p. 10.
- (38) イギリスのタイムズ紙に引用されていたドイツの *Frankfurter Zeitung* 紙の記事、“Through German Eyes: Poisonous Gases: A Quick and Painless Death,” *The Times*, April 29, 1915, p. 6.
- (39) エリック・クロディー、『生物化学兵器の真実』（シュプリンガー・フェアラーク東京、2003年）、177-178頁。
- (40) SIPRI, *The Problem of Chemical and Biological Warfare: A study of the historical, technical, military, legal and political aspects of CBW, and possible disarmament measures, Vol. IV: CB Disarmament Negotiations, 1920-1970* (Stockholm: Almqvist & Wiksell, 1971), p. 175.
- (41) *Ibid.*
- (42) *Ibid.*, p. 178.
- (43) *Ibid.*, p. 180.
- (44) Price, *The Chemical Weapons Taboo*, p. 107.

- (45) SIPRI, *op. cit.*, Vol. I: *Rise of CB Weapons*, pp. 321-322.
- (46) Price, *The Chemical Weapons Taboo*, pp. 109-133.
- (47) 新井勉『化学軍縮と日本の産業—化学兵器禁止条約交渉を理解するための基礎知識』（並木書房、1989年）、90頁。
- (48) アメリカがこのような決定を行った背景については、エリック・クロディー、前掲書、243-244頁を参照。
- (49) 生物兵器禁止条約の問題点、およびその後のレジーム強化の取り組みについては、杉島正秋「生物テロと不拡散」、黒沢満編『大量破壊兵器の軍縮論』（信山社、2004年）、および杉島正秋「生物兵器の禁止」、黒沢満編『軍縮問題入門 第4版』（東信堂、2012年）を参照。
- (50) ジョゼフ・ゴールドブラット『軍縮条約ハンドブック』（日本評論社、1999年）、100-101頁。
- (51) ゴールドブラット、前掲書、102頁。
- (52) オーストラリア・グループとは、生物化学兵器不拡散を目的とし、参加国間で情報交換、政策協調を行い、化学兵器の生産に使用される化学物質の輸出管理を行う国家のグループである。法的拘束力はない。
- (53) Thomas Bernauer, "The Control and Disarmament of Chemical Weapons," in Serge Sur, ed., *Verification of Disarmament or Limitation of Armaments: Instruments, Negotiations, Proposals (UNIDIR/92/28)* (New York: United Nations Publication, 1992), p. 73.
- (54) 浅田正彦「軍縮条約における申立て査察（チャレンジ査察）の意義と限界—化学兵器禁止条約を素材として」、黒沢満編、前掲『大量破壊兵器の軍縮論』、254頁。
- (55) UN Doc., E/CN.4/1994/58, para 185. また、この報告書の結論を支持し、前文において、ジュネーブ毒ガス議定書遵守をイラクに求める決議が、同年国連人権委員会で採択されている。UN Doc., E/CN.4/RES/1994/74.
- (56) 杉島正秋「化学兵器の国内的使用とその法的規制」、村瀬信也・真山全編『武力紛争の国際法』（東信堂、2004年）、407-421頁。
- (付記) 本稿は、科学研究費補助金（課題番号 25780121）及び立命館グローバル・イノベーション研究機構（R-GIRO）[拠点形成型/特定領域型] 研究プログラムの成果の一部である。

（足立 研幾 立命館大学国際関係学部教授）